

後期高齢者医療の主な給付制度について

後期高齢者医療で受けられる主な給付は次のとおりです。

■補装具を製作したとき

医師が必要と認めた治療用装具(コルセット・義足など)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担限度額を超えたときは、超えた額を給付します。

■入院したとき(食事代)

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき、差額を後期高齢者医療制度で負担します。

【高額療養費の限度額及び入院時食事代】

所得区分	自己負担限度額		食事療養標準負担額 (1食あたり)
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯合算)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※注1	260円
一般	12,000円	44,400円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	90日まで210円 90日超160円※注2
低所得Ⅰ		15,000円	100円

※注1：過去12か月に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は限度額が44,400円になります。

※注2：過去12か月の入院日数に応じて食事代が変わります。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と食事療養標準負担額が減額される制度があります。利用する場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

■被保険者が亡くなられたとき

葬祭費として5万円を給付します。

▶必要な書類など

- ・葬祭を行った証明書類(会葬礼状、領収書等)
- ・亡くなられた方の保険証
- ・葬祭を行った方の印かん、振込先口座

【高額医療・高額介護合算療養費】

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

(注)1年間は、毎年8月1日～翌年7月31日までとなります。

松伏町介護保険事業計画策定委員会委員 (兼松伏町介護保険等運営協議会委員)を募集します

今回の公募委員のほか、学識経験者、介護サービス事業に従事する方など、15人以内の委員で構成されます。

■仕事の内容

介護保険事業計画策定委員会・・・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定や見直しなどを行う機関
介護保険等運営協議会・・・介護保険事業の運営について協議を行う機関

■任期／平成26年9月1日～平成29年3月31日

■会議／年3回程度約2時間の会議を平日に行います。

■報酬など／非常勤特別職として、会議出席の都度、定められた報酬及び費用弁償をお支払いします。

■募集内容／町内在住の方で、高齢者福祉や介護保険に関心のある40歳以上の方2名

■募集期間／8月1日(金)～15日(金)

■応募方法／「高齢者の福祉・介護」についての意見・考えを400字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し(書式は自由)、住民ほけん課介護保険担当に郵送又は直接ご持参ください。

■結果通知／審査の上決定し、審査結果は郵送により通知します。